

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道札幌東陵高等学校 令和7年（2025年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、「いじめ防止・対策委員会」で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は「いじめ防止・対策委員会」により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

札幌東陵高等学校 「学校いじめ防止基本方針」(概要)

詳細はは学校 HP を
ご覧下さい。

いじめが多種多様化し、学校だけでは対応が困難な事案も増加しています。いじめをきっかけに深く傷つき、不登校や自殺に及ぶこともあり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題です。

生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見、早期解決を図ります。

札幌東陵高等学校 「いじめ対策・防止委員会」役割や活動

構成員：校長、副校長、教頭、生徒指導部長、年次主任、特別支援担当教諭、関係教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、その他
(生徒指導部担当者等)

役割・活動：学校いじめ防止基本方針作成・見直し・周知、校内研修、調査結果・報告等の情報整理・分析、いじめの認知・解消の判断、配慮を必要とする生徒への支援方針策定 など

本校の いじめ防止 プログラムの活動

未然防止：学業指導、特別活動、道徳教育、教育相談、人権教育、情報モラル教育の充実、保護者・地域との連携

早期発見：情報の収集(教員の観察・面談、生徒・保護者・地域、いじめ確認週間<定期>、アンケート<年2回>等)
相談窓口の周知、情報の共有・引き継ぎ

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ防止・対策委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の窓口担当は、生徒指導部長・外山(とやま)教諭です。

連絡先：011-791-5055(学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12 時 13~17 時
(メール)	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
石狩教育局教育相談電話	(電話) 011-221-5297	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

